

自家用車活用事業の事前確定運賃の算定に用いる係数について

令和6年6月6日  
四 国 運 輸 局

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）3.（4）④の事前確定運賃の算定に用いる係数を下記のとおり定めたので公表する。

記

県	営業区域	係数
香川県	高松交通圏	1.15
	東讃交通圏	1.13
	中讃交通圏	1.13
	小豆島交通圏	1.13
	西讃交通圏	1.13
	木田郡三木町	1.13
	綾歌郡綾川町（旧綾上町）	1.13
	綾歌郡綾川町（旧綾南町）	1.13
	香川郡直島町	1.13
	徳島県	徳島交通圏
阿南交通圏		1.13
鳴門交通圏		1.13
西部交通圏		1.13
海部交通圏		1.13
三好交通圏		1.13
小松島市		1.13
愛媛県		松山交通圏
	宇摩交通圏	1.13
	東予交通圏	1.13
	今治交通圏	1.13
	伊予交通圏	1.13
	大洲交通圏	1.13
	八幡浜交通圏	1.13
	宇和島交通圏	1.13
	越智島嶼部交通圏	1.13
	上浮穴交通圏	1.13
	松山市（旧温泉郡中島町）	1.13
	越智郡上島町	1.13
高知県	高知交通圏	1.13
	安芸交通圏	1.13
	南国交通圏	1.13
	土佐交通圏	1.13
	高幡交通圏	1.13
	幡多交通圏	1.13
	嶺北交通圏	1.13